## 知多北部広域連合情報公開審査会規則

平成13年3月1日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、知多北部広域連合情報公開条例(平成13年知多北部広域連合条例第1号)第21条の規定に基づき、知多北部広域連合情報公開審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(会長)

- 第2条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審査会は、会長が招集する。
- 2 審査会においては、会長が議長となる。
- 3 審査会は、会長(会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を 代理する者)及び半数以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすること ができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が 審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。